

三重県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要綱

第1 事業目的

この事業は、利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することにより肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談や陽性者のフォローアップにより早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

第2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、三重県（以下「県」という。）とする。

第3 事業内容

1 肝炎ウイルス検査

- (1) 県は、保健所（四日市市保健所を除く。以下同様。）又は肝炎ウイルス検査委託医療機関において実施する。
- (2) 保健所においては、三重県特定感染症相談・検査実施要領に基づき実施する。肝炎ウイルス検査委託医療機関においては、三重県肝炎ウイルス検査医療機関委託事業実施要領に基づき実施する。

2 B型及びC型ウイルス肝炎に関する相談事業

県は、保健所において三重県特定感染症相談・検査実施要領に基づき実施する。

3 陽性者フォローアップ事業

(1) 陽性者のフォローアップ

ア 実施方法

対象者に対し、保健所が、別紙様式1による同意書により本人の同意を得た上で、別紙様式2による調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認するとともに、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨する。

イ 対象者

県内に住所を有し、以下のいずれかに該当する者

- (ア) 1によりB型肝炎ウイルス検査において「陽性」又はC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者（以下「陽性者」という。）
- (イ) (2)の初回精密検査又は定期検査費用の申請により把握した陽性者
- (ウ) その他、市町や医療機関、職域、母子保健法に基づく基つき市町が実施する妊婦健康診査及び手術前の肝炎ウイルス検査を受けた者などからの情報提供等により把握した陽性者

なお、フォローアップの対象者を市町へ情報提供することにより、健康増進事業におけるフォローアップの対象とすることができるものとする。

(2) 初回精密検査費用及び定期検査費用の助成

ア 実施方法

(ア) 対象者が保険医療機関（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に規定する保険医療機関をいう。）において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。

(イ) 前項の金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額とする。

ただし、イの（イ）に該当する者については、1 回につき、次の a に規定する額から b に規定する額を控除した額とする。

a 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

b 別表に定める自己負担限度額

この際、別表甲又は乙に該当するかについては、オ（イ）b の課税等証明書等により確認するものとする。なお、別表に該当しない場合、又は当該控除した額が零以下となる場合には、助成は行わない。

イ 対象者

(ア) 初回精密検査

a 県内に住所を有し、県又は四日市市（以下「県等」という。）が行う肝炎ウイルス検査若しくは健康増進事業の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

(a) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

(b) 1 年以内に、県等が行う肝炎ウイルス検査又は市町が行う健康増進事業における肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者

(c) 県等が行う陽性者のフォローアップに同意した者又は市町が行う健康増進事業における陽性者のフォローアップに同意した者

b 県内に住所を有し、職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

(a) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

(b) 1 年以内に、職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

(c) 県等が行う陽性者のフォローアップに同意した者又は市町が行う健康増進事業における陽性者のフォローアップに同意した者

c 県内に住所を有し、妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

(a) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

(b) 原則1年以内に妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

なお、出産後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。

また、各医療機関に配置されている肝炎医療コーディネーター（医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーをはじめとする医療従事者や医療機関職員等）の連携等を通じて、対象者が当該制度につながるよう留意されたい。

(c) 県等が行う陽性者のフォローアップに同意した者又は市町が行う健康増進事業における陽性者のフォローアップに同意した者

d 県内に住所を有し、手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

(a) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

(b) 原則1年以内に手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

なお、手術後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。

また、各医療機関に配置されている肝炎医療コーディネーター（医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーをはじめとする医療従事者や医療機関職員等）の連携等を通じて、対象者が当該制度につながるよう留意されたい。

(c) 県等が行う陽性者のフォローアップに同意した者又は市町が行う健康増進事業における陽性者のフォローアップに同意した者

(イ) 定期検査

県内に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者

a 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

b 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）

c 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する者

d 県等が行う陽性者のフォローアップに同意した者又は市町が行う健康増進事業における陽性者のフォローアップに同意した者

e 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者

ウ 助成対象費用

(ア) 初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

<検査項目>

	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD、ZTT	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HB e抗原、HB e抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
画像診断	超音波検査（断層撮影法（胸腹部））	

(イ) 定期検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び上記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。

また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

エ 助成回数

初回精密検査、定期検査の助成回数は次のとおりとする。

(ア) 初回精密検査

1回

(イ) 定期検査

1年度2回（（ア）の検査を含む）

オ 検査費用の申請について

(ア) 初回精密検査

a 県等が行う肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

対象者は、別紙様式3-1による肝炎検査費用請求書（以下「請求書」という。）に、医療機関の領収書、診療明細書及び結果通知書（県等が行う肝炎ウイルス検査又は市町が行う健康増進事業における肝炎ウイルス検診の結果）を添えて、当該対象者のフォローアップを担当する保健所又は市町を

經由して知事に請求するものとする。

b 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

対象者は、別紙様式 3-1 による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、結果通知書（健診機関が実施する肝炎ウイルス検診の結果）、別紙様式 3-2 による職域の肝炎ウイルス検査を受けたことについての証明書（以下、「職域検査受検証明書」という。）（対象者が保有している場合に限る。）別紙様式 1 による陽性者フォローアップ同意書を添えて、当該対象者のフォローアップを担当する保健所又は市町を經由して知事に請求するものとする。

なお、本人が職域検査受検証明書を所持していない場合は、対象者本人の同意を得た上で、別紙様式 3-3 により健診を実施した医療機関に照会を行い、及び医療機関から回答を受けることができる。

c 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

対象者は、別紙様式 3-1 による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、母子手帳の検査日、検査結果が確認できるページの写し及び別紙様式 1 による陽性者フォローアップ同意書を添えて当該対象者のフォローアップを担当する保健所又は市町を經由して知事に請求するものとする。

d 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

対象者は、別紙様式 3-1 による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査の結果通知書、肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書及び別紙様式 1 による陽性者フォローアップ同意書を添えて当該対象者のフォローアップを担当する保健所又は市町を經由して知事に請求するものとする。

（イ）定期検査

a 対象者は、別紙様式 3-4 による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、申請者が属する住民票上の世帯のすべての構成員（以下「世帯構成員」という。）の住民票の写し、次項に定める課税等証明書等及び別紙様式 4 による医師の診断書を添えて、当該対象者のフォローアップを担当する保健所又は市町を經由して知事に請求するものとする。

b 自己負担限度額階層区分の認定に係る課税等証明書等の提出について

(a) 別表による自己負担限度額階層区分の甲に当たる場合、世帯構成員に係る市町村民税課税証明書等を提出するものとする。一方、乙に当たる場合は、世帯構成員の住民税非課税証明書を提出するものとする。

ただし、申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者（配偶者以外の者に限る。）については、別紙様式 5 による市町村民税額合算対象除外希望申請書に基づき、世帯構成員における市町村民税課税年額の合算対象から除外することを認めることができるものとする。なお、別紙様式 3-5 へ申請者及び世帯構成員の個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載し、直近年度の地方税関係情報について取得すること及び住民基本台帳関係公簿を閲覧するこ

とに同意し自ら署名を行った場合は、提出を省略することができるものとする。

(b) 市町村民税課税年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。

i 平成24年度以降に実施された定期検査分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知）により計算を行うものとする。

c 対象者は申請の際、上記 a 及び b によらず、以下の要件に該当する場合は、以下に掲げる書類を省略することができる。

i 医師の診断書

以下のいずれかに該当する場合。なお、(i)、(ii)については、以前支払を受けた時に比べ、慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった場合は除く。

(i) 以前に県から定期検査費用の支払いを受けた場合

(ii) 1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出した場合

(iii) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請において臨床調査個人票及び同意書を提出した場合

ii 世帯構成員の住民票の写し、世帯構成員の課税等証明書等又は住民税非課税証明書、市町村民税額合算対象除外希望申請書

以下に該当する場合において、従前に県へ提出した書類と同様の内容である場合。なお、いずれも同一年度内に提出された場合とする。

(i) 1回目の定期検査費用の助成を受けた場合

(ii) 肝炎治療特別促進事業による肝炎治療受給者証の交付を受けた場合

カ 請求書の提出期限について

申請者は、検査日（検査が複数回に跨り検査日が異なる場合は、最も早い日とする。）が属する年度の3月31日までに、知事に請求するものとする。

キ 検査費用助成の決定及び支払いについて

知事は、請求を受けたときは、その内容を審査して支払額を決定し、請求者にその決定の内容を通知するとともに速やかに支払うものとする。

ク 請求の取り下げについて

(ア) 請求者は、キの規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、通知を受けた日から30日以内に請求の取り下げをすることができるとし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(イ) (ア)の規定による請求の取り下げがあったときは、当該請求に係る検査費用助成の決定はなかったものとみなす。

第4 実施に当たっての留意事項

本事業の企画及び立案に当たっては、事業を効率的、効果的に実施するため、関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めることとする。

また、検査等の実施に際しては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 29 年 8 月 25 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 3 年 6 月 21 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(別表)

定期検査費用の助成における自己負担限度額表

階層区分		自己負担限度額 (1回につき)	
		慢性肝炎	肝硬変 肝がん
甲	市町村民税(所得割)課税年額 が235,000円未満の世帯に属する者	2,000円	3,000円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0円	0円